

朝倉市公共交通ニュース

第 36 号

(平成 28 年 3 月 1 日号)

公共交通をみんなで守っていきましょう！

●公共交通を利用していくことが維持していくことへの第1歩

地域公共交通の利用者は年々減少し、公共交通事業者や行政だけでは公共交通の維持、存続が難しくなっています。今は、自家用車があるから利用する機会が無いという人も多いかもしれませんが、いつかは、公共交通が必要となってくる日がくるかもしれません。現在、そして未来のために**公共交通を地域の財産として皆さんと守り育てていきたいと考えています。**

各公共交通事業者や市では、ご利用の際にとってもお得な制度も実施しています。**まずは一度、公共交通を利用してみませんか。**

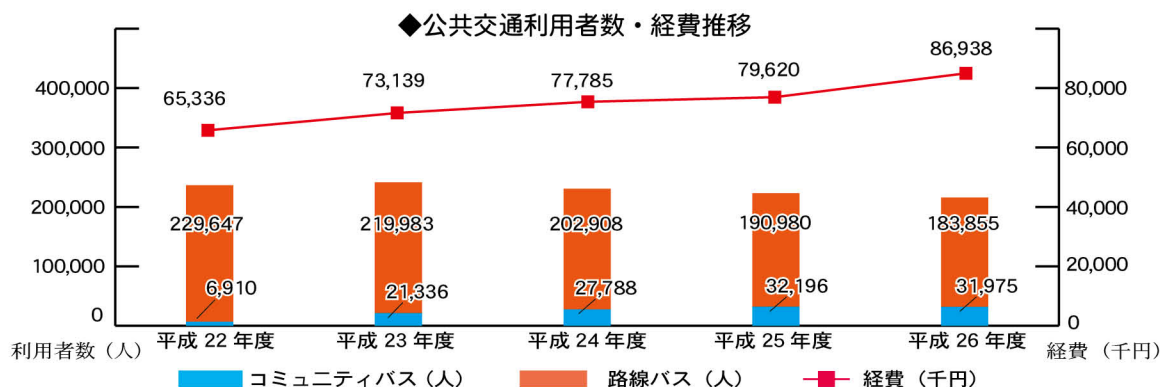
●公共交通利用の減少

朝倉市の多くの地域では、高齢化や人口減少が進んでいます。また車社会化の進行により高齢者の免許保有率も高まってきています。

このような要因のなか、公共交通の利用者が少なくなってきています。

●公共交通に対する財政負担

公共交通は、市民の皆さんが将来にわたって安心して暮らしていくための重要な生活基盤であることから、市では財政的な負担を行っています。平成 26 年度ではコ



コミュニティバス、路線バスに対する経費が約**8700万円**で、利用者の減少に伴って経費がさらに上昇していくことが懸念されます。

●お得な制度を一部紹介します

西鉄バス

○グランドパス 65

・65歳以上限定。西鉄の路線バス全線が乗り放題。高速・特急バス指定路線も半額になる定期券です。3500円/月(1年定期券の場合)

○ワイドエコルカード

・学生限定。「エコルカード」と「ワイドエコルカード」対象エリアの路線バスが乗り放題の定期券です。
※高速バス・特急バスは利用できません。
大学生・高校生 9167円/月 中学生・小学生 4583円/月(それぞれ6カ月・1年定期券の場合)
・対象エリア:朝倉市・朝倉郡(ワイドエコルカード)
+福岡都市圏(エコルカード)

※詳しい情報やその他割引制度については西日本鉄道㈱お客さまセンター(☎ 0570-00-1010)へお問い合わせください。



甘木観光バス

○ニューライフ 60

・60歳以上限定。甘木観光路線バスが乗り放題となる定期券です。2500円/月(6カ月定期券の場合)

○定期券・回数券

※詳しい情報やその他割引制度については㈱甘木観光バス(☎ 24-0023)へお問い合わせください。



朝倉市(コミュニティバス)

○定期券・回数券

お得な定期券・回数券を販売しています。

※詳しい情報やその他の割引制度について市ふるさと課交通対策係(☎ 22-1111 内線 61-504、505)へお問い合わせください。



日曜開庁を実施します

【開庁日】平成28年3月27日（日）、4月3日（日）

【開庁時間】9時～13時

【開庁場所】市役所本庁（朝倉市菩提寺412-2）
※朝倉支所および杷木支所では行いません。

【業務内容】表のとおり（市役所内での業務に限ります）

窓口・問合せ先 (代表 ☎ 22-1111)	取扱いできる手続き	発行できる証明書
市民課 (内線 61-137)	●転入・転出・転居等住民異動届出の手続き（個人番号カード・住基カードを利用した転入の手続きはできません） ●印鑑登録（新規・廃止・亡失）手続き ●戸籍届出（出生・婚姻・死亡等）は預かりのみ（従前どおり、終日、警備員室でお預かりします）	●住民票・戸籍・印鑑登録証明（住民票の広域交付は除きます） ●個人番号カードの交付
税務課 (内線 61-161、162)	●口座振替手続き（申請・解約） ●軽自動車税（登録・廃車）手続きただし、以下の廃車手続きはできません。 ・ナンバープレートのないもの ・他市町村が交付したナンバープレート ※日曜開庁では、申告相談はできません。	●所得（課税）証明書 ●納税証明書 ●評価証明書、公課証明書、名寄帳の写し ※当日発行できない証明書もあります
収納対策課 (内線 61-164)	●市税および国民健康保険税の納税相談（当日は、税金の支払いはできません）	※国・県および他の市役所等への問い合わせが必要なものや、申請等の内容によって、取扱いや受理ができない場合があります。ご利用の際は、不明な点を事前に市役所各窓口へお問い合わせください。
福祉事務所 (内線 61-120)	●住民異動に伴う「障害者手帳」の手続き	
子ども未来課 (内線 61-126)	●住民異動に伴う「児童手当」の手続き	
保険年金課 (内線 61-139、153)	●住民異動に伴う「国民健康保険」および「子ども医療・重度障害者医療・ひとり親家庭等医療」の手続き（国民年金・後期高齢者医療に関わる手続きはできません）	
介護サービス課 (内線 61-201)	●住民異動に伴う「介護保険」の手続き	
下水道課 (内線 61-531)	●住民異動に伴う「下水道使用」の手続き	【問い合わせ】 市市民課 (代表 ☎ 22-1111、 内線 61-136、137)
水道課 (内線 61-232)	●住民異動に伴う「水道使用」の手続き（当日は、水道の開閉栓等で現地に行くことはできません）	

※市営住宅入居者の、転入・転出・転居等住民異動届出の手続きについては、都市計画課での事前手続きが必要です。